

景観づくりの指針

# 広告物設置 マニュアル

小布施町

景観づくりの指針

## 広告物設置 マニュアル

発行日 平成4年6月

編 集 小布施町まちづくりデザイン委員会

発 行 小布施町

長野県上高井郡小布施町大字小布施

1491-2

監 修 信州大学工学部教授 岡村勝司

グラフィック・デザイナー 柳沢京子

印 刷 第一法規出版株式会社

長野市岡田町176



小布施町

## 目 次

小布施の景観点描	ページ 2
目的と位置づけ	8
基本的な考え方	9
具体的指針	10
<b>A 景観との調和を考える</b>	11
1. 設置場所を限定する	11
2. 大きさを限定する	15
3. 素材を大切にする	19
4. 色をおさえる	23
5. 一つにまとめる(複合化)	27
<b>B なくす工夫</b>	31

## 附

小布施町地域住宅計画(HOPE計画)	36
小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例	47
小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行規則	49

# 小布施の景観点描

## まちの沿道風景



小布施駅前通り  
(県道村山・小布施停車場線)



上町通り  
(県道中野更埴線)



中町通り  
(県道中野更埴線)



上町通り  
(県道中野更埴線)



横町通り  
(県道豊野南志賀公園線)



横町通り  
(県道豊野南志賀公園線)



雁田交差点付近  
(広域農道・豊野南志賀公園線)



林通り  
(県道豊野南志賀公園線)



中松交差点付近  
(広域農道)



林～山王島  
(県道豊野南志賀公園線)



林～飯田  
(農免道路)

# 田園の沿道風景



林地籍  
(農免道路)



押羽地籍  
(農免道路)



水田地帶  
(県道中野更埴線)



水田地帶  
(県道中野更埴線)



水田地帶  
(広域農道)

# 目的と位置づけ

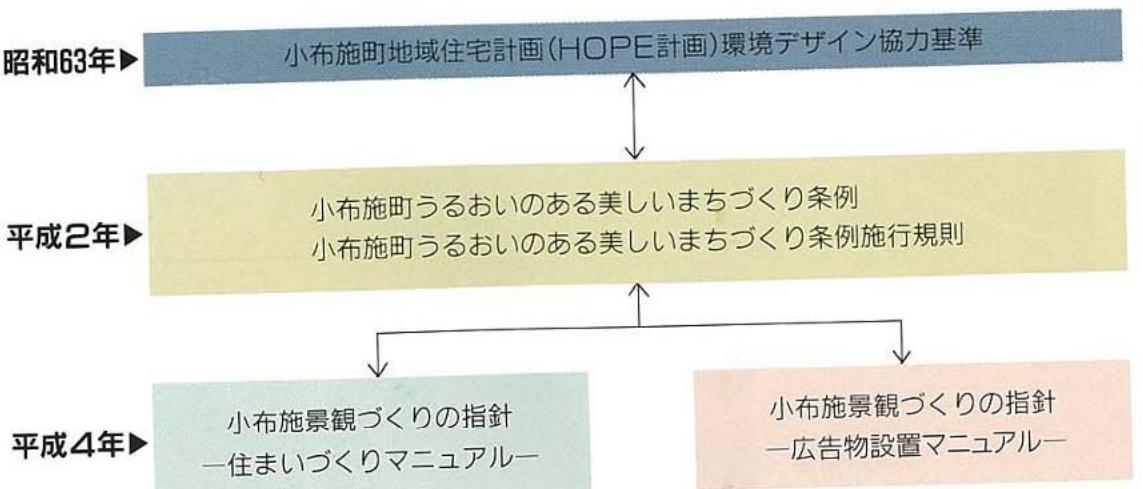
## 【1】目的

小布施まちづくりの指針—広告物設置基準—は、小布施町の歴史、文化、風土、自然、人と人とのふれあいを大切にしたうるおいある美しいまちづくりを実現することを目的として、屋外広告物の設置に対する基本的な考え方を示したもので、ここでは、屋外広告物を設置する際に考慮しなければいけない点を、小布施町内を中心とし、具体的な参考例を掲げながら、わかりやすくまとめました。

うるおいある美しいまちづくりを実現するためには、このまちづくりの指針で指摘した点を含め、地域にあった景観形成に対する工夫が必要となります。この指針は、景観形成に対する町民の皆さんの理解と協力により、小布施らしい豊かな自然と調和した地域景観づくりを、住民、行政、設置者が一体となって推進しようとするものです。

## 【2】位置づけ

小布施町の景観形成の基準として、昭和63年に策定された「小布施町地域住宅計画(HOPE計画)」の中の「環境デザイン協力基準」があります。それに基づいて、平成2年に「小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例」が制定され、その具体的な指針として、広告物等に関する「小布施景観づくりの指針—広告物設置マニュアルー」と建築物等に関する「小布施景観づくりの指針—住まいづくりマニュアルー」が定められています。



# 基本的な考え方

沿道の屋外広告物・看板等は、景観の良否を左右する重要な要素となっています。

これらは、歩行者や運転者に情報を提供する機能を有しており、それによって、私たちは建物や場所を確認することができます。また、商業地などでは賑わいを演出し、街並みに活気を与える要素となります。

しかしその反面、現状をみると、屋外広告物等が無秩序に、過剰に設置されている場合が多く、これらの氾濫によって、街並みが煩雑になったり、自然景観が乱されるなど、屋外広告物等が景観を阻害する要因となるだけでなく、屋外広告物の本来持っている機能も果たしえない状況があります。

良好な地域景観を形成するためには、その地域の特性を把握し、その特性に応じた屋外広告物等に関するルールづくりが必要不可欠となっています。

そこで、まず、屋外広告物等を設置する際にどういう点に注意すべきかを考える必要があります。ここで基本となるのは、街並みや周辺の自然といった地域の景観との調和です。地域の景観と調和した広告物等を設置するために、以下のようなことを考慮する必要があります。

形態：地域の景観に調和する形態とする

素材：自然の素材をできるだけ使用する

色彩：周囲の景観と調和した色彩とする

大きさ：家並み景観を壊さないよう、できるだけ小さくする

高さ：軒より高くならないようにする

数量：できるだけ少なくし、必要以上の数量としない

表示方法：自家用に供するもの（会社名、商店名、商標等）以外の表示は避けるとともに、設置場所は周囲の景観に配慮したものとする

その他：広告物の設置者、地域の住民は景観保持を協力して行うものとする

次に、不要な屋外広告物等をなくす工夫をする必要があります。屋外広告物等が過剰に設置されている現状の中から、不法なものを撤去したり、不必要的広告物等を沿道からなくすことによって、景観の整備が可能になります。また、そうすることで、そこに設置される広告物等が、その機能を十分に発揮することが可能となります。

以上のようなことを考慮し、周囲の景観との調和を尊重した、美しく、わかりやすく、親しみやすい屋外広告物等を設置する必要があります。それによって、豊かな自然と一体となった、小布施らしい地域景観づくりを推進することが可能となります。

## 具体的指針

### A 景観との調和を考える

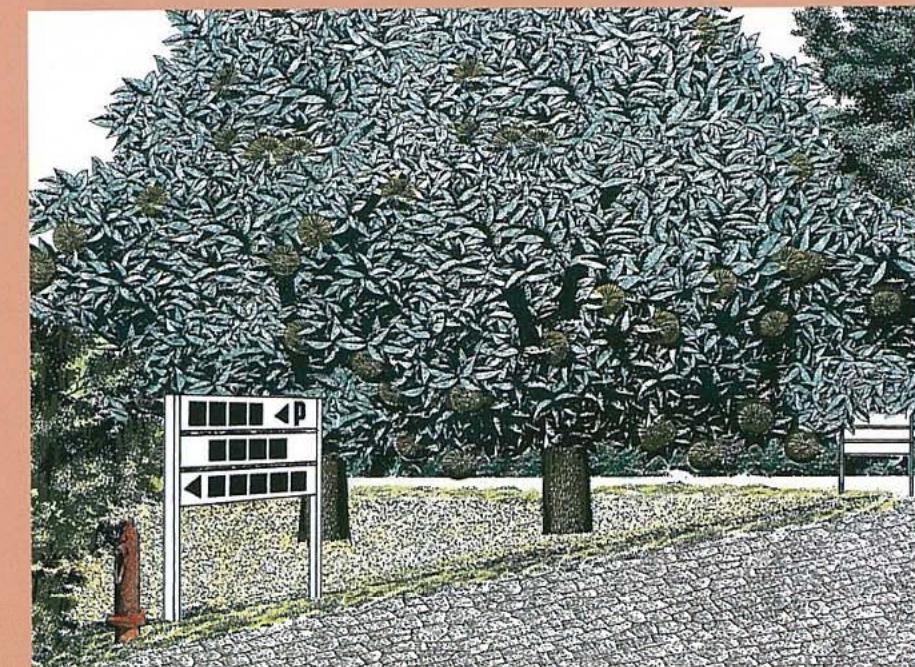
1. 設置場所を限定する
2. 大きさを限定する
3. 素材を大切にする
4. 色をおさえる
5. 一つにまとめる(複合化)

### B なくす工夫



## 景観との調和を考える

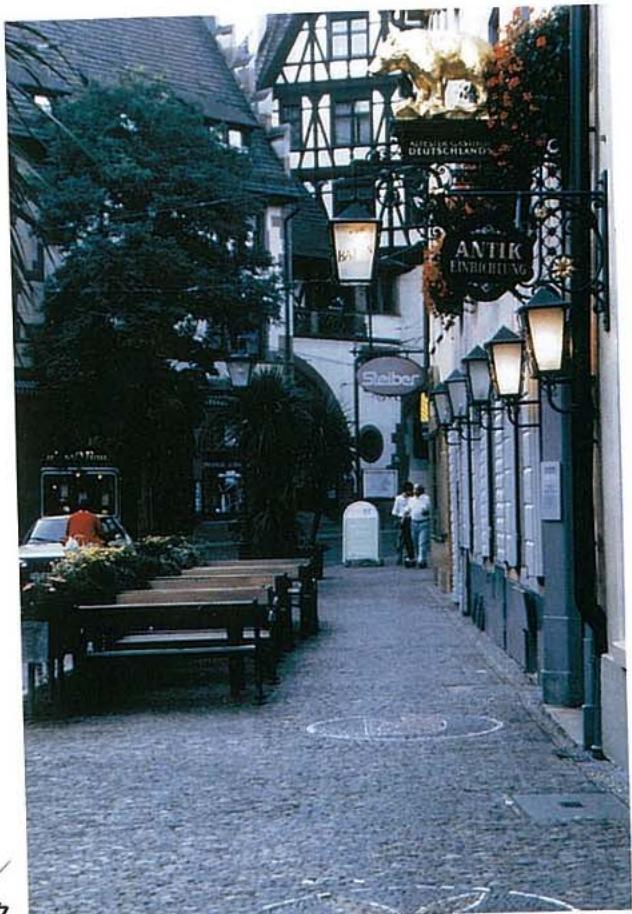
### 1. 設 置 場 所 を 限 定 す る



●設置場所は周囲の景観に配慮するものとする

- 設置する高さをそろえる
- 屋上への設置を避ける
- 事業所の敷地内に設置する
- 広告物の周囲を緑化する

### 参考例



### 模範例

木や石など自然の素材を用いた案内看板で、周囲に緑化が施されている。

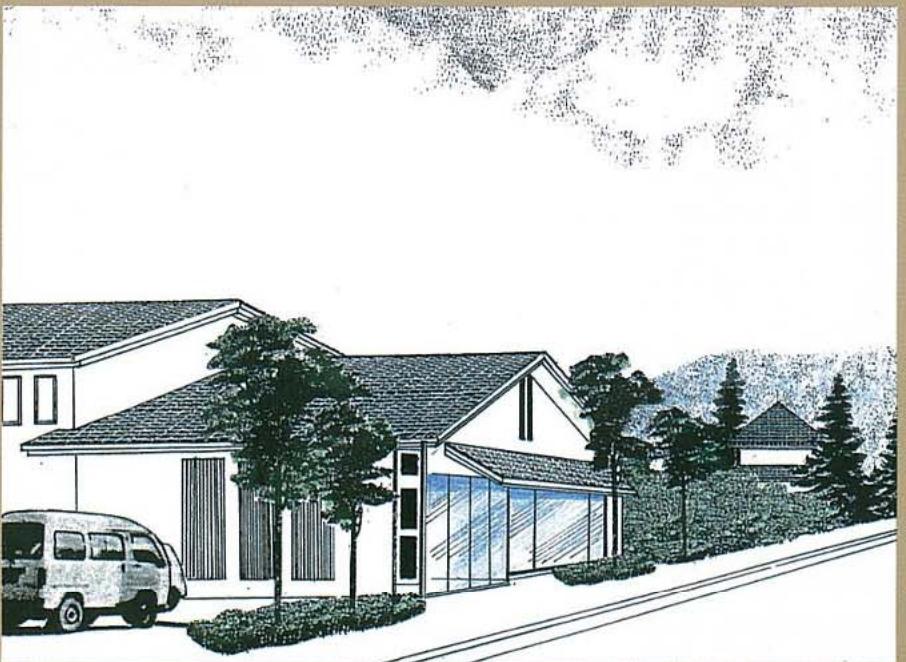


軒下に設けられ、周囲の緑化と調和が保たれている。



軒下に設置され、高さや大きさ、色彩などが統一されている。

## 2. 大きさを限定する



●大きさは家並み景観を壊さないようにできる限り小さくする

■袖看板の軒先から露出する部分は1mを限度とする

■独立看板は概ね3.3m以内とする

■大きさを統一し、煩雑さを避ける

●軒よりも高くならないようにする

■独立看板は、地上より概ね5m以内とする

### 参考例



旧西ドイツ/  
ヴュルツブルク



旧西ドイツ/  
ローテンブルグ

### 模範例



自然の素材を用い、高さ、大きさ等が配慮されている。

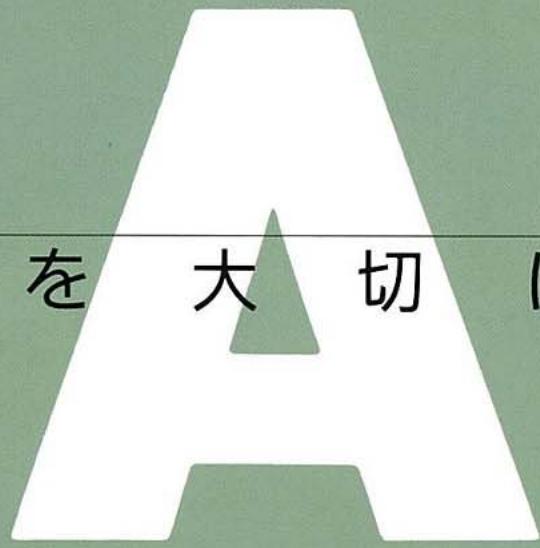


軒下に設けられ、高さや大きさ等が配慮されている。



木とのれんの看板で高さ、大きさに配慮されている。

3. 素材を大切にする



## 4. 色を おさえる



- 周囲の景観と調和した色彩とする
  - 無彩色または茶色系の彩度の低い色を基調とする
  - できる限り2色とする
  - 原色の使用をできるだけ避ける
- 動光・点滅を伴うものは避ける

### 参考例



旧西ドイツ／  
ヴュルツブルク



旧西ドイツ／古城街道の案内板

### 模範例



企業カラーを変え、周囲の景観に配慮された色彩になっている。



建物景観を損なわない色彩となっている。



無彩色の看板で、店舗建物に調和している。

## 5. 一つにまとめる(複合化)



●一つにまとめ、すっきりさせる

### 参考例



### 模範例

大きさや形態に配慮された集合看板である。



形態や色彩に配慮し、案内の複合化がされている。

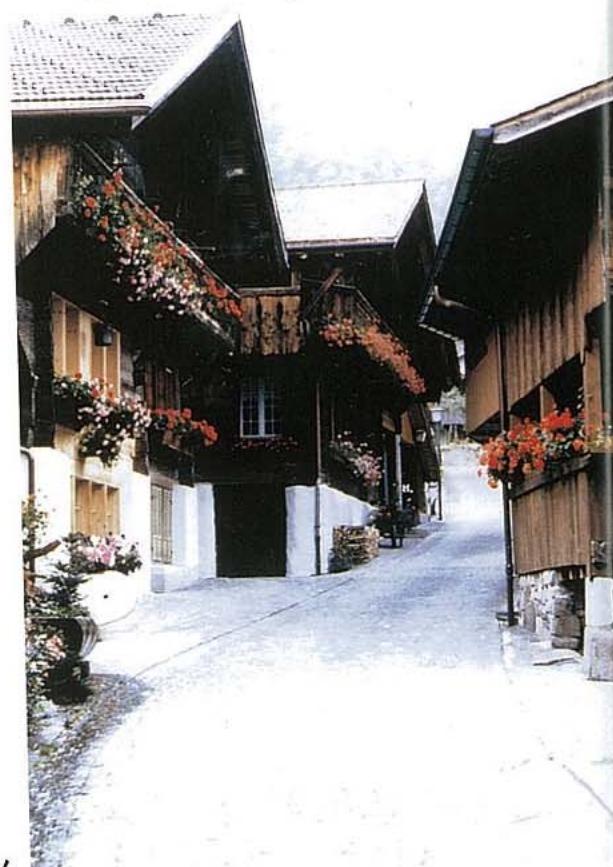
●数量はできるだけ少なくし、必要以上の数量としない

■袖看板は1企業(商店)道路に面して1基以内とする

■独立看板はできるだけ設置しないようする

■自家用に供するもの以外の表示は避ける

### 参考例



### 模範例



独立看板(企業広告看板)を取り除き屋号のみの看板にする等、沿道景観に配慮されている。



自然の素材を用いた屋号のみの看板で、建物景観との調和も図られている。

附

# 小布施町地域住宅計画 (HOPE計画) 抜粋

環境デザイン協力基準

## 1. 小布施町環境デザイン協力基準について

### 1) 環境デザイン協力基準の意味

#### ① 設定の目的

潤いのあるまちづくりには、町の歴史、地域特性に即した住まいづくり、まちづくりのルールが必要です。そのために、HOPE計画において、「小布施町環境デザイン協力基準」を設定します。

#### まちづくりを考えるきっかけ

環境デザイン協力基準は、民間のまちづくりや個々の建築活動を「誘導する」ためのものであって、規制や強制するという性格のものではありません。むしろ、このような基準をきっかけとして、住民が町の歴史、風土、個性などを知り、まちづくりを考えることに、大きなねらいがあります。

#### 歴史を守り文化を育てる

環境デザイン協力基準は、歴史的なものを継承することにねらいを置いていますが、まちづくりに対する積極的な新しい発想、取り組みを拒否しているものではありません。

小布施の歴史には、都市の新しい技術、文化、ものを積極的に受け入れてきたという面もあります。しかし、近年、様々な形態の建築物が小布施にも増えて、地域個性を徐々に変えてきていることも事実です。このようなことに対しての反省から、環境デザイン協力基準が必要であると考えます。個々の建築活動は自由であっても、周辺環境との調和は常に必要です。新しい発想でも、小布施町の個性との調和ができないものは小布施町には不適格であるといえます。

#### 積極的な使い方も

誘導的な基準であっても、地区の関係者の合意がある場合には規制的な運用を行ふことも考えられます。まちづくりの将来像について合意形成を図っていくことは、まちづくりの目標でもあります。ただし、このような場合は、建築協定などによる裏付け等を考える必要があります。

#### 地区ごとの展開を

住まい、まち、集落の特性は地区によって異なり、様々です。従って、地区によって基準の中味はやや違つて当然でしょう。それぞれの地区の環境デザイン協力基準は、個々の地区ごとに決める必要があるといえます。このような意味で、全町を対象とした基準は基本的事項を示すものです。それぞれの地区ごとの個性を反映した環境デザイン協力基準を持つことが大切です。

#### ② 「うるおいのあるまち環境デザイン協力基準（骨子）」

##### 1. 家を造るとき

- ・建物の外観と色は、周辺の景観に合わせる。  
特に、屋根の形状は、気候・風土面から陸屋根を避ける。
- ・道路と接する敷地部分は極力緑化し、道を利用する人にもうるおいの景観とする。
- ・道路沿いの堀は生け垣などで緑化する。
- ・車庫、物置など外から見えるものは、位置と色を工夫する。
- ・空地には町の普及花等を植えて花いっぱい運動を進める。

##### 2. 町並みをつくるために

- ・広告物は節度を持って建てる。
- ・大規模な建築や工作物を作るときは、配置や形態に配慮する。
- ・駐車場の出入口は歩行者に配慮するとともに、植栽などで緑化する。
- ・建物の前に空間を設け、憩いの場とする。

この基準は、まちづくりの基本的な考え方を示したもので、この考え方を受けて、個々の地区の特性に応じた、環境デザイン協力基準として、小布施の個性を踏まえ、まち、農村、新しい住宅地という区分に基づいて、それぞれの地区のガイドライン、道路などの公共空間に関する基準を以下に示します。

## 2) 基準の内容

### ①建物、敷地の基準

建物に関する基準は、外観にかかわるものが主で、形式、階数、色彩、材質、さらには地区特有の要素（通り門等）などがあげられます。敷地に関しては、敷地規模、配置、緑化基準、駐車場に関する配慮などが考えられます。また、地域の景観に大きな影響を与えることが多いものとして、建物に付属する工作物、広告看板などを取りあげます。

特に重要な項目としては、敷地規模があげられます。小布施の住宅地のイメージから、あまり小さな敷地の発生は好ましいものではありません。また、緑化も重要です。

### ②まちづくりの基準

まちづくりの基準として、道路との関係、隣地との関係などの項目、地区の将来像に対応した独自の目標を設定することが考えられます。これらの中で、特に道路との関係が重要です。

### ③公共空間のデザイン基準

道路における要素としては、街路樹、道路舗装、サインやストリートファーニチャーなどについての基準を設ける必要があります。これらについては、公共公益施設建築物あるいは工作物のデザインが、環境デザイン協力基準のモデルとして位置づけられることになります。

これらは本来、公共事業におけるデザインのガイドラインであるともいえますが、民間による大規模な建築物、工作物についても、この基準を踏まえるよう協力を要請していくことが必要です。

## 2. 環境デザイン協力基準

環境デザイン協力基準として、基本的な事項は、以下の通りです。

### ①個々の建物の基準

#### 1. 形式、屋根や壁

- ・伝統的な形式をもつ建物が多い地区では、切妻・大壁の屋根形式が適切である（小布施の気候・風土に適合した住まいづくりの知恵が屋根に表れている）。
- ・小布施町は色々な屋根形式が混在していることにも特徴があり、夏涼しく冬暖かい建物とするために、また防水性の観点から、陸屋根は避けることが賢明です。
- ・壁に土壁を使っていることも、気候への配慮であり、断熱効果のある住宅とするよう心がける。窓も、二重サッシにすることが好ましい。
- ・農村部の住まいも同様の観点から、寄棟あるいは切妻形式の瓦屋根が最も適合している。
- ・その他の地区でも、伝統的形式に沿ったものが望ましく、近代的な形式のものとする場合には、特に景観的な調和に配慮する必要がある。周辺との調和が図られないものは小布施に不適切である。

#### 2. 敷地

- ・個々の地区の特性に応じて、敷地規模の最低限を規定することが望ましい。ゆとりのある住まいづくりのために、可能なかぎり敷地を大きく確保する。
- ・農村部では、宅地に隣接して農地をもつ形態が望ましいものである。

#### 3. 階数

- ・一般的には2階までとする。ただし、町の中心部などでは3階以上の建物も必要であり、これらの建物については、特に景観的配慮が求められる（公共公益施設も同様で、町や周辺の住民との協議が必要である）。

#### 4. 色彩と素材

- ・伝統的な環境色としては、無彩色または茶色系の彩度の低い色が地域になじんでいる。もともと自然の素材には、彩度の高い、鮮やかな色は存在しないものである。伝統的形式の建物では、自然の素材、それに類するものを使用する。
- ・原色や彩度の高い色の使用は極力控える。やむをえず使用する場合には大面積での使用や原色による配色等は行わないよう配慮する。
- ・小布施の住まいを特徴づけている要素（通り門などが代表的である）については、保存するかデザイン的な工夫を行う。

## 5. 道路側の景観

- 町並みの連続感を維持していくことが大事であり、中心部などでは、壁面線をそろえるなどの工夫をする必要がある。
- アルミサッシを利用した場合のデザイン処理に工夫することにより、伝統的な格子のデザインを活用することが望ましい。
- これとともに、塀等の工作物を伝統的景観に合せて修景することが望ましい。

## 6. 緑化

- 中心部では道路などに面する側に広場を設けることなどにより、歩行者のためのうるおいづくりに配慮を行う。これらの広場は、町の木や花によって、積極的に緑化・修景する。
- 集落部では道路側の緑化、生け垣化に努める。
- 住宅地の道路は植樹による修景を図る。敷地側での緑化等を進めることも重要である。

## 7. 広告物等

- 広告物は、伝統的景観に調和するデザインとし、形態、色彩に配慮する。原色を使用する場合は、周辺の景観との調和を図り、大面積の原色の利用を特に避ける。
- なお、企業の全国統一のテーマカラーについても、地域の景観に不調和なものはないよう心がける。
- 大きな広告物、看板や、1つの建物に必要以上の広告物、看板の設置を避け、節度を持ったものとする。
- その他、建物に付設する工作物等についても、優れたデザインのものとする。

## 8. 駐車場

- 駐車場は、歩行者の安全を妨げないように出入口を設置する。
- 中心部では、自動車が駐車していない時の景観・利用を考えて、広場として活用できるようデザイン上の工夫を行う。
- 駐車場の周囲は、景観に配慮して、原則として緑化を行う。

## 9. その他

- 空地については、極力緑化を図る。緑化にあたっては、町の普及花や栗の木等の効果的な活用に配慮する。
- 道路に面した樹木は、地域の気候、風土をふまえた樹種を選定する。

## ②公共空間のデザイン基準

### 1. 道路

道路については歩行者の安全を図るため、幹線道路の歩道設置と街路樹等の整備を進める。道路舗装については、地域の特性を生かし、栗の木による舗装など、自然材を活用し、積極的に地域性を生かしたものとしていくことが基本である。しかし、現在は道路には歩道が少なく、今後は歩行者のための空間づくりが重要である。

従つて、公共事業による歩道設置とともに、歩行者のために民有地でも壁面後退などを行うよう誘導する。路地などの整備も重要である。

建物の前の空間のデザインにも、町の計画と一体となるよう、地域性を生かした工夫を行うことが望ましい。

### 2. 街路樹

街路樹は、公共空間において整備することが基本であるが、幅員の狭い道路ではほとんど不可能である（歩行者専用道路では、整備が可能）。街路樹については、寒冷地に適した樹種を基本とし、地域の歴史的景観を再生するテーマ樹を設ける。歩行者系道路においては、果樹を街路樹とすることも検討、集落部においても、公共事業による街路樹の整備を進める。

- すでに、小布施には公開空地の整備事例があり、これらを参考にして、町の中に樹木を増やしていくよう努める。
- その場合にも、風土、気候に合った樹木を選定することが大事であり、町並みの歴史の中に存在した樹種もその対象となるものである（例えば、今は埋められている横町の水路沿いには梅の木が植えられていた。ポケットパークなどにおいて、歴史的な風景の再現ということも考えたい）。

### 3. ストリートファーニチャー

町の小道具ともいえるストリートファーニチャーにも、適切なデザインのものが増えつつある。サインについても、同様であり、道路の機能が変化しつつある中で、歩行者に対して安全で、快適な環境形成につながるデザインが必要である。

- 小布施の歴史的風土を生かして、案内板、時計塔、電話ボックス、ポスト等に屋根をつけるなど適切なデザインで整備を行う。
- ベンチ、灰皿、車止めなどに地域のデザインを取り入れ、照明にも工夫をこらす。また、噴水、ゲート、彫刻、モニュメントなどに地域のデザイン的因素を取り入れる。

### 3. 特性を生かし伸ばす住まいづくり・まちづくり

- ・民間事業においても、公共事業と調和する工夫を行う。

#### 4. 広告物、看板

翛然楼周辺では地域性に配慮した整備が行われ、小布施駅では北信五岳の眺望と歴史性を考慮した看板の整備も進められている。しかし、一般的に広告看板については、原色を多用したもの、規模の大きなもの、一つの建物に数多くの看板が付設されたものなど景観の阻害要素となっている。

- ・町並みの中の看板なども、歴史的には自然の素材が使用され、大きさ、色彩についても、町や建物と調和したものであった。全く昔に戻すということはできないとしても、町並みに調和した大きさ、形態などを考慮することが重要である。

- ・伝統的形態を生かした広告物や看板を取り入れる。

・色彩については、地域の環境色との調和を図り、茶色系の彩度の低い色を基調とする。原色、鮮やかな色はアクセントカラーとして効果的に使用するように心がける。

- ・広告物、看板は必要以上の数としないようにする。

#### 5. その他

風土、気候を考えた場合は、寒さと雪という要素を考えたまちづくりが重要であり、建物を建てる際には、この点を十分に考慮することが望ましい。

地形や歴史、風土により培われた住まい、まちの特性を大切にし、その背景を知ったうえで、さらに小布施らしい快適で豊かな住まいづくり、まちづくりを進めていくため、まち、農村部、新しい住宅地のそれぞれの住まいづくり、まちづくりのテーマと基準について提案をまとめます。

#### 1) まちづくりのテーマ

小布施町では、今後大きな人口増加は考えていません。新しいまちづくりというよりは、むしろ、今の住まいについて建て替えなどにより、小布施らしさを継承していく住まいづくりが大きなテーマとなります。

##### ・まちのテーマ

…「伝統的なものと新しいものの調和」

まちのテーマとしては、市街地に豊富にある伝統的なものと、今後新たに付け加わっていくものの調和をどのように図っていくかが重要です。外観の変更に対する景観的な配慮、伝統的デザインをうまく使った現代的なデザインの展開などが必要です。

##### ・農村部のテーマ

…「ゆとりの住まいの継承」

農村の住まいの特性は、自然との接触にみられるような、ゆとりのある空間という点があげられます。その意味で、中庭型の住まい、屋敷畠との関係の継承など、伝統的なゆったりとした環境を再評価していくまちづくりが必要です。

##### ・新しい住宅地のテーマ

…「新しい里づくり」

新しい住宅地は、田園風景の中の住まいとは当然異なり、伝統的な形態よりも、新しい居住性能を考えていく必要があります。しかし、単なるベッドタウンではなく、周囲の農地の風景や庭先の菜園を確保できるなど、小布施らしいライフスタイルを作っていくことが重要です。そのために、地域性を考えた「木の住まい」、景観を大事にした里づくりが必要です。

## 2) 地区の特性に応じた基準

①まちの住まいへの提案 (省略)

### まちの環境デザイン協力基準

屋根と壁 (省略)

階数 (省略)

#### 色彩・材質

- ・伝統的な景観の地区では、茶色系の彩度の低い色か無彩色（白、灰、黒）を基調とした色を使用する。外観については可能な限り自然素材を使用、瓦は和瓦の棟瓦葺が最も望ましい。
- ・原色等の利用はアクセント色としての使用程度とし、その割合については十分な配慮を行う。

敷地 (省略)

#### 緑化

- ・敷地内については、緑化をする。ただし、伝統的な地区では緑化により、町並みの形態が壊されないように配慮する。
- ・栗の木や果樹などの植栽に努める。

#### 広告物、看板

- ・伝統的な景観をもつ地区においては、伝統的な形態のものを採用し、建物に同調した色彩、材質の広告物、看板等とする。
- ・建物に付設する主要な広告看板の数が、必要以上に多くならないようとする。
- ・企業のテーマカラーについても、原色のもの、素材等が周辺環境に不調和なものは、原則として設置しないようにする。

駐車場 (省略)

#### その他

- ・伝統的な景観をもつ地区については、住民の話し合いにより、地区整備の方針を持つようとする。

②農村部の住まいへの提案 (省略)

### 農村部の環境デザイン協力基準

屋根と壁 (省略)

階数 (省略)

#### 色彩・材質

- ・茶色系の彩度の低い色か無彩色（白、灰、黒）を基調とした色の外観を基本とする。
- ・外壁については可能な限り、自然素材を使用し、瓦については和瓦の棟瓦葺が望ましい。
- ・農村部においては、原則として原色等の利用は行わないようとする。

敷地 (省略)

#### 緑化

- ・敷地内の緑化にあたっては、栗の木や果樹などの植栽に努める。果樹についてはりんご、栗に加えて、小布施の新しい産業形態につながるよう工夫をこらした樹種を選定し、農村部の景観形成につなげる。
- ・栗については、できるだけ各家に1本以上植える。
- ・家の周囲は生け垣で囲う。

#### 広告物、看板

- ・集落部には、不適切な広告物、看板等を設置しないようとする。
- ・野立看板なども、原則として設置しないように心がける。

#### その他

- ・隣地との間は、植栽を施す。特に、北側に隣の農家がある場合は、裏の家からの景観を考えた配慮を行う。
- ・集落の特性に応じて、集落整備のテーマをつくるように心がける。例えば、通り門の保存、道路の交差点の周りの植栽、花いっぱい運動の推進など、個々の集落のテーマに応じて、積極的な景観整備を進める。

# ○小布施町うるおいのある 美しいまちづくり条例

〔平成2年3月29日〕  
条例第1号

③新しい住宅地への提案 (省略)

## 新しい住宅の環境デザイン協力基準

屋根と壁 (省略)

階数 (省略)

色彩・材質

- できるかぎり、木造の住宅とする。
- 茶色系の彩度の低い色、及び無彩色（白、灰、黒）を基調とし、外観についてはできるだけ、自然素材を使用する。
- 色彩については、配色に注意して、原色等の利用は避ける。

敷地 (省略)

緑化

- 敷地の周囲は、ブロック塀などは避け、生け垣にする。
- 敷地内も緑化を行い、栗の木やりんごの木など、季節感のある樹種の植栽に努める。
- 駐車場の周囲は植栽するか、または修景された塀（自然の材質による）により、景観的調和に心がける。

その他

- 住宅地の道路については、地区のふれあいの場としての性格を持っていることから、緑化などを進めることができ。地区に関係のない自動車交通を排除することにより、住宅の環境は大きく向上する。
- 広告物や看板は、できるだけ設けないようにする。設ける場合でも建物に同調した色彩、材質のものとするよう配慮を行う。またその数は、できるだけ少なくする。
- 住民組織の形成を図って、地区の環境整備の目標を設定していく。建築協定などを活用し、みんなでまちづくりを進める。

(目的)

第1条 この条例は、小布施町の歴史、文化、風土、自然、人と人とのふれあいを大切にした個性あるまちづくりを、住民と行政が一体となって進め、うるおいのある美しいまちづくりを実現することを目的とする。

(環境デザイン協力基準)

第2条 うるおいのある美しいまちづくりの指針として、環境デザイン協力基準を定め、その基本的事項は次の各号に掲げるものとする。

### (1) 建築物を建築するときの事項

- ア 建物の外観と色は、周囲の景観に合わせる。特に屋根の形状は、気候、風土面から陸屋根を避けたものとする。
- イ 道路と接する敷地部分は極力緑化し、道を利用するにもうるおいのある景観とする。
- ウ 道路添いの塀は生け垣などで緑化する。
- エ 車庫、物置など外から見えるものは、位置と色を工夫する。

### (2) 美しい町並みをつくるための事項

- ア 広告物は色彩や大きさ等に配慮する。
- イ 大規模な建築や工作物を造るときは、配置や形態に配慮する。
- ウ 建物の道路面にはゆとりの空間を配慮する。
- エ 駐車場の出入口は歩行者に配慮する。

### (3) 花のある美しいふるさとの景観を育てるための事項

- ア 家庭、職場及び公共の用地に花や緑を増やし、うるおいのある空間を広げる。
- イ 空き地及び道路沿に花木を植え、美しいふるさとの景観を育てる。

(町の責務)

第3条 町長はうるおいのある美しいまちづくりの実現を図るため、必要な施策を策定するものとする。

(町民及び事業者の責務)

第4条 町民及び事業者は、うるおいのある美しいまちづくりの主体者であることを認識し、自らまちづくりに取り組むものとする。

2 町民及び事業者は、うるおいのある美しいまちづくりの実現のため、相互に協力